

金沢大学附属病院新型インフルエンザ等対策に関する業務計画要旨

(平成28年6月15日)

第一章 総則

1. 目的

本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、金沢大学附属病院における新型インフルエンザ等対策の実施に関する事項を定め、その感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護し、円滑かつ適切な医療活動に資することを目的とする。

2. 基本方針

金沢大学附属病院は、新型インフルエンザ等対策の遂行に当たって、国、県内市町村及び他の指定（地方）公共機関等と相互に連携を図りながら、病院が一体となって、これを行うものとする。

3. 定義

本計画において「未発生期」とは、新型インフルエンザ等が発生していない状態を、「海外発生期」とは、海外で新型インフルエンザ等が発生した状態を、「県内未発生期」とは、国内では発生しているが石川県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態を、「県内発生早期」とは、石川県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態を、「県内感染期」とは、石川県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態をいう。

4. 新型インフルエンザ等発生時における診療継続計画の作成・周知

病院長は、本計画を効果的に推進するため、未発生期における準備、海外発生期から県内発生早期における対応、県内感染期における対応、患者数が大幅に増加した場合の対応について記載した新型インフルエンザ等発生時における診療継続計画（以下「診療継続計画」という。）を作成する。また、診療継続計画を作成又は修正した場合には、職員に対し周知徹底を図る。

第二章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

1. 平時における関係機関との連携、協力体制

病院長は、石川県行動計画及び市町村行動計画における自院のその地域での役割を確認し、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合に備え、県内市町村及び他の指定（地方）公共機関等と相互に連携・協力を行い、新型インフルエンザ等対策の実施に努める。

2. 情報の収集・連絡体制の整備

病院長は、国、石川県、県内市町村及び他の指定（地方）公共機関等からの情報の収集と相互の連絡に努める。これら関係機関と円滑に連携を図るために、担当部署の連絡先をあらかじめ共有するものとする。

3. 対策本部の設置・運営

病院長は、石川県新型インフルエンザ等対策本部が設置されたときは、診療継続計画に基づき金沢大学附属病院において新型インフルエンザ等対策を行うために必要な次の業務を行うため、病院内に対策本部を設置するものとする。

- ・発生状況の情報収集及び情報発信に関すること
- ・関係機関との連絡調整に関すること
- ・その他医療の提供について必要な業務に関すること

第三章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

1. 発生期における準備

- (1) 未発生期においては、病院長は、診療継続計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の体制整備、職員の健康管理と啓発、病院機能の維持・業務継続及び医療資機材の確保等について、必要な措置を講ずる。
- (2) 病院長は、診療継続計画に基づき、医薬品及び診療材料等の必要数について検討するとともに、必要最低限の備蓄を行う。
- (3) 病院長は、診療継続計画に基づき、診療機材等の整備、点検を行い不測の事態に対応できるようにする。

2. 海外発生期における対応

- (1) 病院長は、石川県、金沢市等の関係機関との間において、情報収集及び情報共有に努める。
- (2) 病院長は、診療継続計画に基づき、外来及び入院の診療体制、職員の健康管理等及び各部門における対応について、必要な措置を講ずる。
- (3) 病院長は、特定接種の接種総数、接種順位等が新型インフルエンザ等発生後に政府対策本部において決定されることから、診療継続計画に基づき職員への特定接種の優先順位を決定し実施する。この際、特定接種の実施にかかわらず、業務の継続が可能なように対策を講ずる。

3. 県内未発生期、県内発生早期における対応

- (1) 病院長は、石川県、金沢市等の関係機関との間において、情報収集及び情報共有に努める。
- (2) 病院長は、診療継続計画に基づき、外来及び入院の診療体制等について、必要な措置を講ずる。

(3) 病院長は、院内における感染対策について検討を行うとともに、患者及び職員の安全対策に努める。

4. 県内感染期における対応

(1) 病院長は、石川県、金沢市等の関係機関との間において、情報収集及び情報共有に努める。

(2) 病院長は、診療継続計画に基づき、外来及び入院の診療体制等について、必要な措置を講ずる。

(3) 病院長は、院内における感染対策について検討を行うとともに、患者及び職員の安全対策に努める。

(4) 病院長は、患者数の大幅増加又は勤務可能な職員数の減少が発生した場合には、診療継続計画に基づき、一部診療業務の縮小・休止等の措置を講ずる。

第四章 その他

1. 職員への教育・訓練等

病院長は、診療継続計画に基づき、新型インフルエンザ等の発生時に適切な医療を提供できるよう、患者の安全確保及び職員の危機意識の向上に必要な教育及び訓練を実施する。

2. 外部研修会等への職員の派遣と院内教育

病院長は、県内市町村等主催の研修会等に積極的に職員を派遣し、地域における新型インフルエンザ等対策に必要な知識・技術を習得させる。また、研修会参加者による実践的な訓練を実施し、職員が適切に行動できるようにする。

3. 訓練を踏まえた診療継続計画の見直し

病院長は実践的な訓練等の実施結果を踏まえ、必要に応じて診療継続計画の見直しを行う。

4. 事業計画の修正

本計画は、定期的に検討を行い、必要に応じ修正する。